

森づくり推進事業 実施要領

舞鶴市森づくり推進委員会

1 事業の趣旨

森づくり推進事業は、市内における里山の保全活動や公共性の高い場所における植樹・育樹活動、並びに緑化に関する研究・啓発活動を行う団体を支援することで、森林の役割や大切さ、緑を守り育てる心が醸成され、本市の豊かな緑が健全な姿で次世代に引き継がれることを目的とする。

2 支援対象団体

支援できる団体は、以下の要件を全て満たしているものとする。

- ・舞鶴市内に住所を有する団体であること
- ・複数の構成員からなり、自主的・組織的な活動ができること
(例：自治会・老人会・子ども会・公共施設や共用スペースで活動する各種グループ・労働組合など)
- ・植樹や森林保全活動については、継続して適切な維持管理ができること
- ・土地の所有者又は管理者の承諾を得た場所で活動を実施すること

3 適用除外

次のいずれかに該当する活動に対しては支援できないものとする。

- ・特定の者、企業等の利益のために行われる活動
- ・政治的、宗教的等の宣伝を目的としていると認められる活動

4 事業期間

事業の実施に当たっては、当年度の3月10日までに完了すること。

5 事業申請期間

事業申請期間

7月21日(火) ～ 8月21日(金) 助成金交付時期：9月

6 申請方法

別紙事業申請書に必要事項を記入の上、舞鶴市森づくり推進委員会に提出する。なお、舞鶴市森づくり推進委員会から追加資料を求められた場合、申請者はそれに応じるものとする。

7 助成対象活動

- ①森林保全活動 地域の里山において実施する雑木竹等の伐採や草刈り、広葉樹等の植樹等の保全活動
- ②地域緑化活動 地域の公共スペース等において実施する植樹及び育樹等の活動
- ③研究・啓発活動 森林保全、木づかいにかかる研究及び啓発活動
ただし、啓発活動のうち木材を用いた制作活動を実施する場合、事業内容の中に緑化等に関する学習を盛り込むこと。また、制作したものを参加者が持ち帰る場合は、材料費の1/3程度の参加費を徴収すること。

8 助成対象経費

助成金を充てることが出来る経費は次の通りとする。

- ・保険料 ボランティア傷害保険料
- ・道具代 機械・器具等、植樹や森林整備に必要な道具等の借上料及び購入費用
- ・苗木代 植樹の際に必要な苗木購入費用(緑化樹に限る。樹高は3.0m以下)
- ・資材費 植樹の際に必要な添え木・肥料及び保全や維持に必要な薬剤等購入代

- ・車両代 苗木等の運搬に必要な特装車等の借上料、研究・啓発活動にかかるバス等の借上料
- ・指導員謝礼 緑化樹の植樹や森林整備、研究・啓発活動の指導者への賃金、謝金、旅費等
- ・燃料代 森林整備や地域緑化の作業に必要な道具等の燃料代
- ・事務費 消耗品代・印刷代・通信費・施設入場料・会場使用料、飲食代

※飲食代は参加者に提供するお茶・ジュース・缶コーヒー類の飲み物代及び菓子代とし、一人当たりの上限を３００円とする。また、弁当等の食事代は不可とする。

※但し、７に定める「②地域緑化活動」の対象経費は、苗木代、資材費、指導員謝礼のみとする。
※助成金交付決定前の経費については対象外とする。

９ 助成金の交付限度額

７に定める助成対象活動のうち、①及び③については１団体につき１００，０００円以内、②については５０，０００円以内とし、舞鶴市森づくり推進委員会幹事会において申請内容を審査の上、予算の範囲内で決定する。

１０ 事業内容の可否及び助成額

申請内容について、舞鶴市森づくり推進委員会幹事会において審査の上、申請者に通知する。

１１ 活動完了報告書等の提出

助成金の交付を受けた申請者は、活動完了後すみやかに、完了報告書・事業実施報告書と併せて活動中の写真複数枚及び領収書（写しでも可）を、舞鶴市森づくり推進委員会に提出する。

１２ その他

その他必要な事項については、舞鶴市森づくり推進委員会で定める。